

令和6年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票
 施策・事業の目的, 評価の観点: 「1 相談及び情報収集体制の充実」

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
1	教育相談事業	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本人及び保護者、教職員に対し、相談活動を通して支援・援助を行う。各相談機関とのネットワークを構築し、相談者の様々なニーズに対して、より適切な支援・援助を行うための総合窓口とする。	子どもと親のサポートセンター	子供（小中学生・高校生など）、保護者、教職員に対し、電話相談・来所相談・ワンストップオンライン相談・Eメール相談・SNS相談により、支援・援助を行ってきた。 ・相談総数16,722件のうち、「いじめ」を主訴とする相談件数は381件（△118件）で、その内訳は電話相談が287件（△133件）、来所相談が17件（+7件）、Eメール相談が10件（+17件）、SNS相談が67件（+40件）、ワンストップ・オンライン相談が0件であった。来所相談で、主訴が「いじめが背景にある不登校」は85件（+39件）であった。※（）内は昨年度比 ・電話相談のうち、「いじめ」を主訴とする相談対象者の内訳は、小学生が123件、中学生が85件、高校生が45件、その他が34件であった。 ・来所相談のうち、「いじめ」を主訴とする相談対象者の内訳は、小学生が6件、中学生が11件で、高校生・その他は0件であった。 ・必要に応じて学校や関係機関と連携し、予防及び早期発見につながるよう適切な対応を行ってきた。	・「いじめ」を主訴とする相談件数は減少している。 ・子どもと親のサポートセンターの電話相談担当の会計年度任用職員を対象に、学校におけるいじめの対応、捉え方について研修を行い、的確に対応できるようにしている。 ・いじめを主訴とする相談について、 <u>学校・関係機関とのよりよい連携について今後も検討が必要である。</u> ・オンラインによる「来所相談+（プラス）」は、283件の利用があった。 <u>今後もしじめで悩みを抱える県民に対しての心理的サポートを親身になって行っていく必要がある。</u>	・令和7年度も、県内在住、在学の若者・教職員・保護者を対象にZoomアプリによるワンストップ・オンライン相談を、平日9時から17時まで実施する。 ・県民、保護者、教職員を対象の休日開放事業（教育相談講演会1・2）で資料を配布したり、相談事業の説明を行ったりする等、県民、保護者、教職員への広報活動を推進していくことで教育相談事業の周知徹底を継続する。 ・教職員（学校）を通じて児童生徒、保護者への教育相談事業内容の周知のため、教職員対象の教育相談研修等の際に、詳しく丁寧な説明を徹底して広報活動を行う。 ・校長・教頭の新任管理職研修において教育相談の重要性を投げかけ、校内教育相談体制のさらなる構築に向けた意識の高揚を図る。 ・「いじめ」が主訴の相談に対しては、話を丁寧に聴き取り、担当相談員と所員との報告・連絡・相談体制を確認・強化し、学校等関係機関連携をより推進していく。
2	24時間子供SOSダイヤル電話相談	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本人及び保護者、教職員に対し、休日・夜間を含めた24時間の電話相談を実施する。子どもと親のサポートセンターで平日8時30分から17時15分まで実施しており、その他の時間帯は外部に委託している。	子どもと親のサポートセンター	電話相談総件数は7,629件（△3,233件）で、児童生徒からの相談のうち子どもと親のサポートセンター対応の相談件数は288件で、内訳は小学生41件（△2件）、中学生120件（+22件）、高校生127件（△47件）であった。同じく児童生徒からの相談のうち外部委託対応の相談件数は905件で、内訳は小学生148件（+9件）、中学生260件（△78件）、高校生497件（△785件）であった。	・電話相談の相談件数は減少している。プッシュダイヤルで居住地を選択式にしたことで、月200件ペースで対象外の方からの入電がなくなったことが要因と考えられる。 ・主訴は「子育て・しつけ」が昨年度に引き続き一番多く、次いで「不登校・不登校傾向」、「友人関係」となっている。（昨年度は「家庭問題関係」が3番目である） ・電話相談のほか、来所相談、オンライン相談、メール相談、SNS相談など、様々な方法で相談につながれるよう、体制を整えている。	・学校への講義（いじめ問題を含む）等、丁寧に対応していく。緊急性がある場合や個人が特定できている場合は、関係課・関係機関に迅速かつ的確に情報提供し連携教化を促進する。 ・委託業者の相談員の対応について担当者間で毎日情報を共有するとともに、委託業者との定例会を設け課題について協議する。

令和6年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

施策・事業の目的, 評価の観点: 「1 相談及び情報収集体制の充実」

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
3	学校問題解決支援事業	学校等が単独で解決困難な事案に対して、弁護士、精神科医等の委員と教育庁関係課からなる「学校問題解決支援チーム」を設置し、解決に向けて指導助言するなど、学校等が安心して相談できるよう相談体制の充実を図る。 また、本事業で得られた知見を生かし事例研究を実施することで、ノウハウの普及と学校問題対応能力の向上を図る研修を実施する。	児童生徒安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、令和3年度は1件、令和4年度は2件、令和5年度は1件、令和6年度は4件の会議の開催であった。 ・各課における電話相談等の状況の報告を毎月、受け、積極的に各課や学校と連携をとり会議を開催するよう心がけた。会議では、冷静で明確な対応策等が提案され、学校の対応についての問題点が整理された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用開始からこれまでに計61件の案件について協議した。昨年度は、同性へのつきまとい行為の疑いがる生徒への対応、学校の対応が保護者に理解されない事案、問題を抱える保護者に対応する校内体制について、特性を持った学校職員への対応の内容についての相談があった。いずれの相談についても、専門的な観点から適切な助言があり、学校は状況改善へのヒントを得ることができた。<u>昨今、様々な要因が絡んだ解決困難課題が発生しており、各課の対応連携及び早期段階での活用を考慮する必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の活用に向けて ・会議開催に向けた手続きの一層の簡素化 ・校長会、教頭・副校長会等、機会をとらえた繰り返し周知 ・研修の充実 等 事案の把握に向けて ・関係課等に向けた聞き取り調査の継続 ・月次調査等によるより積極的な情報収集 等 上記内容に努め、初期対応に遅れが出ることのないよう支援を継続していく。 ・令和7年度から、学校問題解決支援班を新設するとともに、学校問題解決支援コーディネーターを3名配置する。
4	ヤング・テレホン	本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口（ヤング・テレホン）を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩みや問題を抱える少年や保護者からの電話相談を受理し、適切な助言・指導を行っている。	県警本部少年課	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度中、290回の相談を受理した。（前年比+13回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの要因となり得る、友人関係や精神的な悩み等の相談に対して適切な助言・指導を行い、いじめ事案を認知した際には、管轄警察署及び少年センターに情報提供をし、関係機関と連携しながら対応を図っており、今後も認知した際の早期対応につなげていくことが大切である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き県警ホームページや各種リーフレット等の広報媒体、非行防止教室等を通じて相談窓口の周知を図ることで利用を促し、いじめの早期発見、対応につなげていく。
5	いじめ防止対策推進事業 (千葉県いじめ問題対策連絡協議会の開催)	千葉県教育庁及び知事部局の関係各課、市町村教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、県警察本部等の機関、弁護士、医師、心理や福祉の専門家の職能団体等、42の機関・団体で構成された連絡協議会を設置し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。	児童生徒安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県教育庁及び知事部局の関係各課、市町村教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、県警察本部等の機関、弁護士、医師、心理や福祉の専門家の職能団体等、42の機関・団体で構成された連絡協議会を、資料を基に、意見交換を行った。 ・担当者会議を設置したネット関係の機関等による「ネットいじめ対策専門部会」において、令和6年度は具体的な事例検討を含め、協議及び意見交換を行った。また、令和6年度の各機関等の取組予定等について情報交換した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒安全課からは、スクールカウンセラーについて、隔週配置510校、月1回程度の配置校128校と隔週配置校を増やして全公立小学校に配置したことや、令和6年度から採用したいじめ重大事態調査員についての報告をした。県立学校でいじめ重大事態が発生した場合、いじめ重大事態調査員を学校に派遣し、学校のもととあるいじめ防止等の組織に加わり、調査を即時に開始するということを説明した。 ・児童生徒安全課が実施している情報モラル教育では、講師の派遣を行い、県内の学校で、講演等を実施している。<u>県内では、SNS等が起因となるいじめが発生していることから、今後もネットいじめに関して専門部会を通して最新の状況を把握していく必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度も対面での開催を予定している。また、「ネットいじめ専門部会」においても複数回の開催を予定し、ネット上におこる新たなトラブルやいじめの未然防止対策について協議していく。 ・各関係機関や団体の取組について、事前に資料にまとめ、配付することによって、協議会の効率化に努める。 ・令和7年度から「千葉県こども・若者みらいプラン」の担当課である千葉県健康福祉部子育て支援課を構成機関に加え、いじめ問題に関する情報交換や連絡調整、相互連携・協力等をさらに深める。

令和6年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

施策・事業の目的, 評価の観点: 「1 相談及び情報収集体制の充実」

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
再掲 17	特別非常勤講師配置事業（臨床発達心理士等含む）	特別支援学校では、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が顕著であるため、一人一人の教育的ニーズに対応した適切で、専門的な支援・指導の一層の充実が必要である。教員免許状は有しないが、各種分野において優れた知識や技術を有する社会人から指導・支援、心理的なケアを受けられるよう、特別非常勤講師として特別支援学校に配置し、教科の一部又は自立活動を担当し、指導と評価を行っている。	特別支援教育課	・令和6年度は、33校に66名の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等の専門家を配置し、専門的な立場から、自立活動等に関する指導、評価を得て、一人一人に応じたより適切な指導・支援につなげるとともに、教員の専門性の向上を図った。	専門家66名のうち、公認心理士等の心理の専門家は12名配置された。配置した学校では、心理的なケアが必要とされる児童生徒へのかかわり方について、専門的な指導助言を受け、教職員の知識や指導力の向上につなげることができた。	・教職員の専門性の向上に向け、専門家を配置した学校は継続・充実に向け、配置をしなかった学校については、今後の活用に向けて、事業の周知や配置したことによる具体的効用等について、情報共有を図っていく。 ・いじめの案件が確認された際の児童生徒の心理的なケアのために、県精神保健福祉センターや県子どもと親のサポートセンターなどの機関と連携して対応していけるように学校に周知していく。 ・令和4年度からの市川大野高等学園に加え、令和5年度からは大網白里特別支援学校、印旛特別支援学校、流山高等学園、安房特別支援学校にスクールカウンセラーが配置され活用されている。また、必要に応じてスクールカウンセラースーパーパイザーの活用についても検討をしていく。
再掲 34	SNSを活用した教育相談事業	中・高校生にとって身近なコミュニケーションツールであるSNSを活用し、生徒が抱える様々な悩みを、学校外のカウンセラーに気軽に、誰にも知られず相談することで、悩みを早期に解決し、自殺、いじめの重大事態等の重篤な事案や不登校を未然に防止することを目的とした教育相談体制を構築する。	児童生徒安全課	・県内の小学4年生から高校生を対象に、毎週火曜日、木曜日、日曜日の18時から22時まで、LINEで相談できる窓口の開設を行った。 ・GW期間・長期休業前後等の期間については、特設期間として毎日相談ができる体制を整えた。 ・令和6年度の相談受付件数は2,220件であり、令和5年度の3,569件より1,349件減少した。相談受付件数が減少した理由は、相談日を知らせる案内メッセージを月によって制限したためである。 ・高校生のSNS相談が増加傾向にあり、相談のしやすさを表している。 ・主な相談内容は、多い順に①友人関係が659件（+72件）、②学業・進路が196件（△16件）、③家庭問題関係が184件（△66件）であった。 自殺念慮・企図に係る相談件数は、令和6年度は99件（+27件） ※（）内は昨年度比	・令和6年度は、小学校のいじめ件数や不登校児童数の増加を踏まえ、これまで中高生のみであった対象者を、小学校4～6学年まで拡大した。 ・匿名性の確保や相談員による丁寧な返信を指導し、相談しやすい環境を整えた。 ・令和4年度から緊急対応が必要である場合、委託業者と警察が直接連絡できる体制を整えた。 ・利用者からは、「自分の悩んでいる事や、解決出来ない事を真摯に受けとめてくれた」「相談内容をまとめてから相談できるので、相談しやすい」「気持ちを整理しながら話せる」との声が寄せられた。 ・相談受付時間外におよそ2,000件のアクセスがあった。	・火・木・日の18時～22時の相談に加え、今年度もGW期間・長期休業明けは、特設として毎日相談できる期間（4月24日から5月7日、長期休業前後の8月21日から9月7日、令和8年1月4日から12日）を設ける。その期間と4月・6月・及び2月は、児童生徒の不安が大きくなるので、相談員配置人数を増やして対応の充実を図っている。 ・委託業者と警察が直接連絡できるよう体制を継続していく。 ・現在は、限られた曜日時間での運用であるが、より多くの相談者がSNS相談が利用できるよう、受付時間拡大も考える必要がある。

令和6年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

施策・事業の目的、評価の観点：「2 予防及び早期発見」

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
6	道徳教育推進プロジェクト事業	幼・小・中・高等学校の各学校段階に応じてより効果的な指導を行うため、「『いのち』のつながりと輝き」を主題として、道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性を高めることを目的としている。	学習指導課	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会では、小・中学校向けの道徳映像教材「ひびけ心のリコーダー」「いつのまに・・・」「手のひらの小さな世界」、高等学校向けの読み物教材集「明日への扉Ⅰ～Ⅳ」等により、いじめや情報モラルについて考える教材を配付し、活用を図っている。 令和6年度は、特色ある道徳教育推進校における研究事業の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校17校の研究校を指定し、研究を推進した。また、全指定校で公開研究会を実施、研究の成果を県内を中心に広く周知した。 令和6年度は、道徳教育懇談会を1回開催し、主に道徳教育の県施策に係り、これまでの県道徳教材の活用や、特色ある道徳教育推進校の推進状況の共有から、県の道徳教育について有識者から多くの意見を聴取した。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度の道徳教育実施状況調査によると、県の映像教材は（千葉市を除く）県内の公立小学校の63.9%、中学校の49.7%で活用していることがわかった。また、県内の公立高等学校の80%以上で、「道徳」を学ぶ時間に、県作成の読み物教材集または映像教材が活用されている。 道徳教育実践事例集「心豊かに」には、中学校でいじめ問題を題材にした学年道徳の取組や高等学校では「感情のコントロール」を題材にした道徳教育の取組等を収録している。また、実際の授業風景を動画に収め、指導の方法についても紹介している。 特色ある道徳教育推進校における研究事業の17校の指定校の成果をまとめた道徳教育実践事例集を作成し、千葉県版道徳教育アーカイブに掲載する。 今後、研修や学校訪問などを通して、県作成の読み物教材集や映像教材、道徳教育実践事例集の活用を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会作成の映像教材が、更に活用されていくように、県内の公立小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校の研修や学校訪問などの機会を通して、呼び掛けていきたい。 特色ある道徳教育推進校については、令和7年度は新規校として幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校17校を指定し研究を推進する。推進に当たっては、道徳科が設定された背景にはいじめの防止が大きく関わっていることを周知し、いじめ防止の観点からの研究を推進してもらうよう指導・助言等を行っていきたい。 各種研修会等をとおして、令和4年度作成の道徳教育実践事例集「心豊かに」、令和3年度作成の「明日への扉Ⅳ」の活用を促し、各学校において「考え、議論する道徳」の授業が充実するように推進していく。 令和4年度から完全実施となった高等学校学習指導要領における道徳教育について、高等学校道徳教育推進教師研修会で高等学校における道徳教育について指導・助言を行い、高等学校における道徳教育の更なる充実を図っていきたい。
7	いのちを大切にす る キャンペーン	児童生徒の主体的な活動や、保護者・地域住民・青少年健全育成団体・福祉施設等との連携による取組を通して、児童生徒の生きる力や自分と他者との命を大切にする心をはぐくむとともに、「いじめや暴力行為（児童虐待、DVを含む）等人権侵害は許されない行為である。」という意識を高めるため各学校において取り組むこととしている。	児童生徒安全課	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において「児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が互いに良好な関係を築くことができる取組」との視点を重視し、一学期中を強化期間として、各学校が実態に応じ適切な時期に実施するよう促した。 SOSの出し方に関する教育の県独自資料にSCやSSWへの相談を促す等の内容を追加し、子どもと親のサポートセンターのHPに掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒及び保護者向けに「いじめ防止啓発リーフレット」、児童生徒向けに「いじめ防止啓発カード」を各学校等に配付し、いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な活動の推進に努めることができた。（カードについては、1人1台端末を活用してデータで送付した。）また、教職員向けに生徒指導パンフレットとして、「いじめの重大事態の分析」を各学校等に配付し、事態を重篤化しないために、兆候の段階で積極的に認知し対応するよう周知した。 <u>SOSの出し方に関する教育は、4月中及び長期休業前など必要に応じて実施するように依頼している。児童生徒が安心して悩み等を相談できるよう、今後も学校の相談体制充実を図る必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> いのちを大切にするキャンペーンは、いじめ防止啓発強化月間の取組に位置づけ、多くの学校でいじめをテーマとして取り組むよう、各種会議で周知に努める。 SOSの出し方に関する教育を、県が作成した資料等を活用し、いのちを大切にするキャンペーン内で、4月中に必ず実施することと併せ適切な時期に実施するよう各校へ依頼していく。

令和6年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

施策・事業の目的、評価の観点：「2 予防及び早期発見」

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
8	豊かな人間関係づくり実践プログラムの活用 の推進	「豊かな人間関係づくり実践プログラム」は、 県教育委員会が作成した「あいさつ」「助け合 い」「コミュニケーション能力」等、人間関係 づくりに必要な基本的な力を育むことをねらい とした小・中学校9か年にわたる体系的なプロ グラムである。 各小・中学校の実態に合わせ必要に応じて活用 する。	児童生徒安 全課	・平成18年度に「豊かな人間関係づくり実践プロ グラム」として開発され、義務教育9年間（各学年4時間 分）のピアサポートの手法を活用した台本レベルの授 業案と教材から構成されている。 ・児童生徒にとって、周りの人の気持ちを考えること や自分を大切にすることを考える貴重な取り組みと なっている。また、思いやりの心を育むことやコミュ ニケーション能力の育成の一端となっている。	・授業案や教材や台本を県のホームページからダウ ンロードでき、若手職員も活用しやすくなってい る。 ・学級集団づくりや人間関係の改善を図るため有効 であり、いじめ防止、自己肯定感の醸成やコミュ ニケーション力の向上など生徒指導の目的に応じた授 業にも活用できる。	・学校現場は、年間計画を作成し学級活動にて実施 しているが、指導が必要な内容が増加しており、年 間計画の見直しが必要である。本プログラムの実施 については、地域の実情や学校の課題に合わせ、必 要に応じて実施できるようにする。
9	いじめ対策等生徒指導 推進事業	支援事業をとおして、不登校児童生徒等へのよ り一層きめ細かな支援を行うための学校・家 庭・関係機関等のネットワークづくりを行って いる。	千葉県子ど もと親のサ ポートセン ター	・学校・関係機関支援や不登校児童生徒支援チームで は、所員や不登校児童生徒支援チームを派遣し、学校 や関係機関が抱える生徒指導上の諸課題の解決に向け ての援助・指導、助言などを行った。 ・教育相談ネットワーク連絡協議会では、研究協議や 事例研究等をとおして、教育相談及び不登校児童生徒 支援に携わる機関や担当者の資質・力量の向上と連携 強化を図った。 ・サポート広場やサポートセミナー、サポルーム等の 事業をとおして、子供の社会性の自立に向けた支援を するとともに、保護者に子供とのより良い関わり方を 考えたり、中学校卒業後の進路についての情報を提供 したりするセミナーを実施した。	・学校・関係機関支援や不登校児童生徒支援チームで は、学校や関係機関のニーズに合わせた講師を派遣 することで、教職員の素質・力量の向上に努め、効 果を上げている。 ・サポート広場やサポートセミナー、サポルーム等 の事業については、参加者から高い評価を得てい る。一方、遠方の子どもや保護者から「参加しにく い」との声があるので、今後も地域に出向いて事業 を実施していく。 ・当センターのセンター的機能を生かし、出張サポ ルームを実施。サポルーム開催のノウハウを市町教 育委員会へ向けての発信を行った。	・県内各地に出向いて事業を実施し、当センターに 来ることが難しい子供や保護者を支援する。特にサ ポート広場(地域開催)と進路選択セミナー(地域開 催)を、教育事務所や市町村教育委員会と連携して 運営し、地域主催による地域の特色を生かした事業 の実施につながるよう努める。 ・地域開催における事業に関しては、新規地域の開 拓や開催方法(ICTを利用したのオンライン開催等) も検討していく。 ・福祉機関(児童相談所、市町村福祉担当課等)との ネットワークの構築や当センター教育相談部・県総 合教育センター特別支援教育部との連携により、支 援事業部における事業に参加をいただくなど、より 一層の支援の充実を図る。
10	不登校児童生徒支援事 業	不登校児童生徒及び保護者等への適切な対応と 支援を行う。また、これら不登校児童生徒及び 保護者の居場所づくりや進路等に関する情報提 供を行う。	児童生徒安 全課	・不登校児童生徒支援推進校を130校（小学校6校、 義務教育学校2校、中学校122校）指定した。校内不 登校児童生徒支援教室へは、1,679名（1校当たり平 均12.9名）の児童生徒が通級しており、そのうちの 660名の児童生徒が原籍学級へ復帰した（復帰率 39.3%）。また、校内不登校支援教室通室者数は、前 年度に比べ、90名減、1,679名となった（0.95倍の 減）。 ・地区不登校等児童生徒支援拠点校として12校を指 定し、各学校に訪問相談担当教員を1名ずつ配置し た。訪問相談担当教員への相談・援助件数は、11,112 件となった。また、関わった不登校児童生徒数は、 976名となり、そのうち、648名が好転した。	・不登校児童生徒支援推進校に設置された、校内不 登校児童生徒支援教室においては、利用する児童生 徒が減っているが、支援教室における個々の状況に 合わせた活動等を行うことにより適切な支援につな げることができた。 <u>原籍学級への復帰に向けて状況が改 善された割合は増えているので、更に一人一人に 合った支援の充実</u> に努める必要がある。 ・家庭訪問等を通じて不登校等の児童生徒とその保 護者等への支援を行う、訪問相談担当教員について は、関わった不登校児童生徒の約66%が好転した。 近年、不登校児童生徒数が増加しているため、今後 も <u>支援件数の増加が見込まれ、広範囲の活動にも対 応できる体制づくりが必要となる。</u>	・不登校及び不登校傾向のある児童生徒が、自分の 教室以外でも学べる環境を確保するため、不登校児 童生徒支援推進校の拡充を図る。 ・不登校児童生徒支援推進校について、各教育事務 所と協力しながら推進校を訪問し、環境整備や好事 例等、活用状況を把握し、校内教育支援センターの 事例を紹介していく。 ・訪問相談担当教員において、拠点校の校長が変 わった場合には、年度当初に、県と各教育事務所の 担当者が学校を訪問し、校長に対して、地区サポ ートセンターとしての役割や、訪問相談担当教員のよ り一層の活用が進むよう職務について説明すること としている。

令和6年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

施策・事業の目的、評価の観点：「2 予防及び早期発見」

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
11	スクール・サポーター制度	スクールサポーターは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保」などを目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、「対象児童生徒等への指導及び助言」、「学校等が実施する学校内外のパトロール活動への支援」など、学校への支援活動を行っている。	県警本部少年課	・令和6年度中、スクール・サポーターを派遣した学校数は、10校（中学校6校、小学校4校、前年度比－6）であり、各校において対象児童・生徒等への指導・助言や、学校内外のパトロール活動の支援を実施した。	・学校派遣活動は、小学校、中学校共に前年比で減少しているが、派遣理由となっている <u>学校内での問題（いじめを含む）が解決に至るまでの期間が長期化していることから、問題を抱えた学校への支援体制を拡充していく必要がある。</u>	・関係部局の理解を得ながら、今後もいじめ問題等を抱えた学校に対する支援体制の拡充を行っている。
12	SOSの出し方に関する教育の実施	自殺総合対策大綱の中で、学校が推進すべき教育内容として、「SOSの出し方に関する教育」が示されており、各学校でSOSの出し方に関する教育を実施することで、児童生徒が、危機に直面した際、援助希求行動がとれ、適切な相談機関に相談ができるように促す。	児童生徒安全課	・年間を通じて、自殺予防のための取り組みについて6回通知するなど、自殺予防についての周知を行った。 ・指導主事による研修会で、自殺の現状や「SOSの出し方に関する教育」の必要性について、説明し、教材や自殺予防啓発動画について現場での効果的な活用の促進を図った。	・自殺者数現状や発生時期等を説明するなど、SOSの出し方教育の必要性を伝えてきたことで理解が深まってきたと考える。各学校の自殺予防の取組実施時期や個人面談期間の設定時期が適切なものとなるよう各研修会で促した。	・事案の発生は突発的な対応であるため、日頃より体制を整えて実施するアンケートや教育相談の充実を図る。 ・自殺予防啓発動画の見直しを行い、現場に即した内容になるよう改訂を行う。
再掲 1	教育相談事業	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本人及び保護者、教職員に対し、相談活動を通して支援・援助を行う。各相談機関とのネットワークを構築し、相談者の様々なニーズに対して、より適切な支援・援助を行うための総合窓口とする。	子どもと親のサポートセンター	子供（小中学生・高校生など）、保護者、教職員に対し、電話相談・来所相談・ワンストップオンライン相談・Eメール相談・SNS相談により、支援・援助を行ってきた。 ・相談総数16,722件のうち、「いじめ」を主訴とする相談件数は381件（△118件）で、その内訳は電話相談が287件（△133件）、来所相談が17件（+7件）、Eメール相談が10件（+17件）、SNS相談が67件（+40件）、ワンストップ・オンライン相談が0件であった。来所相談で、主訴が「いじめが背景にある不登校」は85件（+39件）であった。※（）内は昨年度比 ・電話相談のうち、「いじめ」を主訴とする相談対象者の内訳は、小学生が123件、中学生が85件、高校生が45件、その他が34件であった。 ・来所相談のうち、「いじめ」を主訴とする相談対象者の内訳は、小学生が6件、中学生が11件で、高校生・その他は0件であった。 ・必要に応じて学校や関係機関と連携し、予防及び早期発見につながるよう適切な対応を行ってきた。	・「いじめ」を主訴とする相談件数は減少している。 ・子どもと親のサポートセンターの電話相談担当の会計年度任用職員を対象に、学校におけるいじめの対応、捉え方について研修を行い、的確に対応できるようにしている。 ・いじめを主訴とする相談について、学校・関係機関とのよりよい連携について今後も検討が必要である。 ・オンラインによる「来所相談+（プラス）」は、283件の利用があった。今後もいじめで悩みを抱える県民に対しての心理的サポートを親身になって行っていく必要がある。	・令和7年度も、県内在住、在学の若者・教職員・保護者を対象にZoomアプリによるワンストップ・オンライン相談を、平日9時から17時まで実施する。 ・県民、保護者、教職員を対象の休日開放事業（教育相談講演会1・2）で資料を配布したり、相談事業の説明を行ったりする等、県民、保護者、教職員への広報活動を推進していくことで教育相談事業の周知徹底を継続する。 ・教職員（学校）を通じて児童生徒、保護者への教育相談事業内容の周知のため、教職員対象の教育相談研修等の際に、詳しく丁寧な説明を徹底して広報活動を行う。 ・校長・教頭の新任管理職研修において教育相談の重要性を投げかけ、校内教育相談体制のさらなる構築に向けた意識の高揚を図る。 ・「いじめ」が主訴の相談に対しては、話を丁寧に聴き取り、担当相談員と所員との報告・連絡・相談体制を確認・強化し、学校等関係機関連携をより推進していく。

令和6年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

施策・事業の目的、評価の観点：「2 予防及び早期発見」

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
再掲 2	24時間子供SOSダイヤル電話相談	学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本人及び保護者、教職員に対し、休日・夜間を含めた24時間の電話相談を実施する。子どもと親のサポートセンターで平日8時30分から17時15分まで実施しており、その他の時間帯は外部に委託している。	子どもと親のサポートセンター	電話相談総件数は7,629件（△3,233件）で、児童生徒からの相談のうち子どもと親のサポートセンター対応の相談件数は288件で、内訳は小学生41件（△2件）、中学生120件（+22件）、高校生127件（△47件）であった。同じく児童生徒からの相談のうち外部委託対応の相談件数は905件で、内訳は小学生148件（+9件）、中学生260件（△78件）、高校生497件（△785件）であった。	<ul style="list-style-type: none"> 電話相談の相談件数は減少している。プッシュダイヤルで居住地を選択式にしたことで、月200件ペースで対象外の方からの入電がなくなったことが要因と考えられる。 主訴は「子育て・しつけ」が昨年度に引き続き一番多く、次いで「不登校・不登校傾向」、「友人関係」となっている。（昨年度は「家庭問題関係」が3番目である） 電話相談のほか、来所相談、オンライン相談、メール相談、SNS相談など、様々な方法で相談につながれるよう、体制を整えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校への講義（いじめ問題を含む）等、丁寧に対応していく。緊急性がある場合や個人が特定できている場合は、関係課・関係機関に迅速かつ的確に情報提供し連携教化を促進する。 委託業者の相談員の対応について担当者間で毎日情報を共有するとともに、委託業者との定例会を設け課題について協議する。
再掲 4	ヤング・テレホン	本部少年センター内にフリーダイヤル回線による相談窓口（ヤング・テレホン）を設置し、主に非行問題や犯罪被害等の悩みや問題を抱える少年や保護者からの電話相談を受理し、適切な助言・指導を行っている。	県警本部少年課	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度中、290回の相談を受理した。（前年比+13回） 	<ul style="list-style-type: none"> いじめの要因となり得る、友人関係や精神的な悩み等の相談に対して適切な助言・指導を行い、いじめ事案を認知した際には、管轄警察署及び少年センターに情報提供をし、関係機関と連携しながら対応を図っており、今後も認知した際の早期対応につなげていくことが大切である。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き県警ホームページや各種リーフレット等の広報媒体、非行防止教室等を通じて相談窓口の周知を図ることで利用を促し、いじめの早期発見、対応につなげていく。
再掲 30	青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）	県内全ての中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒が行っているSNSなどについて監視し、特に問題のある書き込みを発見した場合に、教育委員会等関係機関に連絡をし、削除等の指導を依頼する。	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ネットパトロールを業務委託し、県内中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒の問題のある書き込みを監視している。特に問題があるものについては、教育委員会等に連絡し、書き込みの削除を含めた生徒への指導を依頼した。（令和6年度実施状況：問題のある書き込みをした生徒の総数1,190人、そのうち特に問題のある書き込み83件） 学校等の要請に応じ、児童生徒、保護者、学校関係者に向けてネットいじめ防止対策の内容を含む講演を実施するなど、インターネットの適正利用について啓発を図った（令和5年度実績：73回、参加者18,372名）。また、啓発内容をまとめたリーフレットを作成し、受講者等に配付し、講演で活用した。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携を図り、特に問題のある書き込みを発見した場合、速やかに情報提供した。 生徒間でよく使われる学校名の略称や文化祭などの行事名をキーワードとして活用しながら、引き続き、効率的にネットパトロールを実施することができた。 インターネット適正利用講演においては、身近な事例や予防方法、相談窓口等を講演内容に盛り、参加者の意識を高めることができた。 ネット上のサイトでは、日々変化する利用状況や投稿者の匿名性などの要因により、青少年のネット被害等を未然に防止することが困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ネットパトロールと併せて、生徒が問題のある書き込み自体を行わないよう、啓発を図っていく。 学校だけでは対応が難しいと考えられる書き込みが発見された場合は、警察等の関係する機関を併せて案内するなど、委託事業者の知見を得ながら、学校に対し、対応案を周知する。 引き続き、生徒間でよく使われる学校名の略称や文化祭などの行事名をキーワードとして活用しながら、効率的にネットパトロールを実施していくとともに、市町村、学校、関係機関と連携し、青少年のトラブルの未然防止に努める。

令和6年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
13	各種会議等の開催（指導主事会議、生徒指導連絡協議会、学校人権教育研究協議会、特別支援学校生徒指導主事連絡協議会）	各教育事務所の生徒指導担当指導主事や県立学校の生徒指導主事及び人権教育の担当教諭等を招集し、定期的な会議を実施して、事例研究や最新の情報の共有等を行う。	児童生徒安全課	<p>・各市町村教育委員会の学校人権教育担当者、公立幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の人権教育担当者、各教育事務所の人権教育担当指導主事等を対象とした各種学校人権教育研究協議会等を開催した。</p> <p>・各教育事務所の生徒指導担当・専任指導主事等を対象に合同会議を開催し、生徒指導の重点目標をはじめ、生徒指導全般（いじめを含む）について、県内の課題などを示した上で施策などを説明した。また、その内容を各教育事務所が所管する市町村教育委員会や小中学校に対して連絡協議会を開催し周知を図った。</p>	<p>・学校人権教育における国、県の施策を理解し、推進目標及び重点事項の啓発や個別の人権課題についての情報を共有する等、学校人権教育の全県的な推進を図った。</p> <p>・特に「<u>子どもの権利</u>」「<u>性的マイノリティ</u>」「<u>ヤングケアラー</u>」「<u>児童虐待</u>」「<u>外国籍の児童生徒等</u>」が喫緊の課題になっており、<u>偏見や差別によるいじめが発生しないよう学校としての組織的な取組</u>をより一層推進していく必要がある。</p> <p>・合同会議において、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用の周知や子どもと親のサポートセンターによる不登校生徒への支援事業の周知を行い、課題を抱える児童生徒への具体的な支援について周知を図った。</p>	<p>・各校の管理職や人権教育担当者に対し、知的理解を深めることや人権感覚を高めていくためのワークショップ、参加・体験型の手法等を交えたより実践的な人権教育の研修や、様々な人権課題に応える研修の充実をより一層図っていく。</p> <p>・学校人権教育の推進目標及び重点事項の啓発や喫緊の人権課題について、講演及び協議会等とおして各学校に共通理解を図っていく。</p> <p>・県が行う様々な施策について、合同会議等を活用し周知に努めているが、活用において学校種毎に温度差がある。今後も各種協議会を通じて周知に努めて行く。</p>
			特別支援教育課	<p>・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会を年2回（6/7. 11/5）実施し、特別支援学校における生徒指導上の課題等の協議及び情報交換を行い、生徒指導主事としての資質の向上と学校間の連携を図った。</p> <p>・県立特別支援学校市川大野高等学園から教育相談コーディネーターを招聘し、スクールカウンセラーと生徒指導のかかわりについて講話を行い、前年度に引き続きスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用・派遣について周知を行った。</p>	<p>・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会において、各学校の喫緊の課題についてグループ別協議を行った。具体的な対応策等の情報共有につながり、参加者の理解を深めることができた。</p> <p>・特別支援学校において、最も多いいじめの態様は、「<u>冷やかしからかい</u>」であり、高等部においては、<u>ネットトラブルや性に関する生徒指導上の課題が増加</u>している。今後も引き続きこうした課題への対応力を高める必要がある。</p> <p>・現状、いじめに対しては、学級担任を中心に丁寧に対応ができてはいるが、各学校の<u>いじめの認知、指導体制の点検・整備など、いじめ防止策についての理解を、より一層深める</u>必要がある。</p>	<p>・特別支援学校生徒指導主事連絡協議会において、引き続き喫緊の課題に関する協議や、ネットいじめについては、情報教育担当と連携するなど、最新情報の提供を通して、各学校のいじめ対策を含めた生徒指導のより一層の充実が図られるよう指導する。</p> <p>・いじめ等の案件に関しては、早期解決が図られるように、警察等の関係機関との連携を密にすること、組織的・計画的な支援体制を整備することなど各学校の対応力が高まるように指導する。</p> <p>・生徒指導上の課題解決に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用して迅速に対応できるように、具体的な支援方法や事例について情報共有を図る場を設ける。</p>

令和6年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
14	研修事業	<p>管理職資質向上研修</p> <p>(1) いじめ問題の理解、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等について研修することにより、学校におけるいじめ防止対策の一層の充実を図る。</p> <p>(2) 児童生徒の自殺予防に関する国や県の取組及び具体的な教職員による予防対策や児童生徒への予防教育、さらに自殺が起きてしまったときの対応について研修することにより、児童生徒の自殺予防対策の一層の充実を図る。</p> <p>(3) 学校内の支援体制や教育支援センター等様々な関係機関との連携、個々の児童生徒の特性に着目した支援方法について研修することにより、不登校児童生徒への支援の充実を図る。</p>	千葉県子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県を除く全ての公立小・中・義務教育・高等・特別支援学校の管理職（約1,130名）を対象に実施した。小・中・義務教育・特別支援学校については千葉市民会館、県立高等学校については千葉県総合教育センターで、参集型の研修を実施した。 ・私立学校の参加についても行うことができた。 ・児童生徒安全課による千葉県におけるいじめ・自殺・不登校の現状と対応、大学教授の講義、環境生活部 県民生活課のリーフレットについての説明等研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒安全課や大学教授から「いじめ」「自殺」「不登校」についての専門的な知見や組織マネジメントについて学ぶことができた。 ・総務部学事課との連携で、私立学校への通知の上、前年度に続き10校以上の参加があった。 ・希望者へオンデマンド配信を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対面研修、オンデマンド配信による研修とし、県内の全管理職が資質向上の機会を設けるようにしていく。 ・総務部学事課を通じ、私立学校への参加希望を募り、希望者に対しては柔軟に対応していく。 ・今後も管理職が、いじめ、自殺、不登校等についての知見や組織マネジメントを学ぶことができるよう開催内容について検討していく。
		<p>支援者対象の研修</p> <p>訪問相談担当教員研修、スクールソーシャルワーカー研修、スクールカウンセラー等全体研修・連絡協議会をとおして、不登校等で困難を抱える子供や保護者を支援する者の資質・力量の向上を図る。</p>	千葉県子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問相談担当教員研修を6回、スクールソーシャルワーカー研修を7回、初任スクールソーシャルワーカー研修を2回、実施した。事例研究や協議・情報交換をとおして、個々の資質向上を図ることができた。 ・スクールカウンセラー等全体研修・連絡協議会は、日程と会場を分けて実施した。 ・講義は事前録画をして動画視聴形式で行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な領域の講師から専門的な内容について講義を受けることで、支援者の資質を高めることができた。また、事例研究をとおして、多面的・多角的な見立てについて学ぶことができ、日頃の業務に役立てることができた。 ・<u>経験年数の異なる支援者が、いかに資質向上を図るか、研修会のあり方や協議・情報交換の時間の持ち方等を工夫していく必要がある。</u> ・スクールカウンセラー等全体研修・連絡協議会において、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの増員により、一か所で集まることができず、日程と会場を分けて実施した。動画視聴での講義は円滑に進めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規の訪問相談教員が増えたことから、アセスメントやカウンセリング等の内容を盛り込んだ全体研修内容とし、さらなる資質の向上を図る。 ・新規採用により、経験の浅いスクールソーシャルワーカーが増えているため、グループ別協議では、協議内容の設定やグループの編制について従来から工夫を加えていく。 ・スクールカウンセラー等全体研修・連絡協議会は、県総合教育センターの他に教育事務所ごとに会場を設定し、研修及び連絡協議会を実施する。スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの増員が見込まれるため、今後の会の持ち方、使用する会場や運営方法については今年度の反省を生かし検討していく必要がある。

施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
14	研修事業	<p>(総合教育センターの研修事業)</p> <p>全ての校種で教諭、管理職、養護教諭等キャリアステージに応じて、いじめの未然防止、対応の仕方について研修を実施している。</p> <p>要請研修、学校支援事業の実施、情報モラル指導実践研修、デジタルシティズンシップ教育を実施している。</p>	<p>県総合教育センター</p>	<p>【いじめ未然防止、いじめ対応等の研修】</p> <p>○全ての校種でキャリアステージに応じて実施（14事業） 講話・協議・eラーニング等</p> <p>・初任者研修（小・中・高・特・養）「いじめ対応」（1372名）</p> <p>・中堅教諭等資質向上研修（1185名）</p> <p>・教務主任等企画運営リーダー研修（96名）</p> <p>・新任教頭研修（219名）</p> <p>・新任校長研修（172名）</p> <p>○市町教育委員会主催の要請研修</p> <p>「出前あすなろ塾」 若手教諭対象 9回実施</p> <p>○教員を目指す学生・一般社会人を対象とした研修</p> <p>「教師未来塾」 （54名参加）</p> <p>【情報モラル研修】</p> <p>・「情報モラル指導実践研修 発展～デジタルシティズンシップ教育へ～」(33名)</p> <p>・初任者研修（小・中・高・特）「情報モラル」(1169名)</p> <p>・専門研修（小・中・高・特・養護教諭）「情報モラルと著作権」（eラーニング）（148名）</p> <p>・学校支援事業…県内市町村立小学校の研修会講師として、教職員に指導助言(13名)</p>	<p>・協議や情報共有の時間を充実させることで、研修後のアンケートに肯定的な回答が多くなっている。</p> <p>・初任者研修においては、チームで関わっていく意識をもたせることができた。</p> <p>・いじめの現状の理解や未然防止、対応等について事例をもとに研修を実施し、日常実践に生かせるようにすることができた。</p> <p>・情報モラル教育に関する研修をとおして、実際の事例に基づいたネット上の問題行動に関する教職員の理解、学習指導要領上の位置づけに関する理解、児童生徒を指導する力を高めている。</p> <p>・情報モラル教育に関する研修では、従来行われてきた、ルールやマナーを守らせる考え方や態度を育成する指導を中心とした教育だけでなく、児童生徒が1人1台端末を日常的に活用することを前提とした、情報の適切な利用や情報社会との関わり方等の行動規範を児童生徒自身に考えさせる「デジタル・シティズンシップ教育」の視点を加えている。</p> <p>・情報伝達研修にとどまらないよう、eラーニングでの研修実施後に、授業実践や校内での指導助言を実施し、レポートを作成させている。</p> <p>・小学校初任者研修では、「教育相談の理論と進め方」を新設し、初任者の人間関係作りに対しての苦手意識を軽減することができた。</p>	<p>・経験の少ない若年層は、実例をもとにしたロールプレイなど、実践にすぐつながる研修を求めているので、引き続き協議や情報共有を多く取り入れた研修を実施していきたい。</p> <p>・情報モラルに関する研修以外の研修会や会議等でも、機を見てデジタル・シティズンシップ教育への理解の促進、家庭等でも日常的に端末を活用した学習の機会を増やすよう端末の持ち帰りの推進を図るのが良いのではないか。</p>
		<p>(情報モラル教育への講師派遣)</p> <p>教職員のインターネットに関する知識の習得、道徳教育をとおした情報モラル教育の効果的な指導方法を身に付けることや、児童生徒及び保護者への情報モラルの啓発を目的として、各学校等で実施する情報モラル教育研修・講演に講師を派遣する。</p>	<p>児童生徒安全課</p>	<p>情報モラル教育研修会への講師派遣事業として100回のに講師派遣を予定した。県立学校20校（県立中学校1校、高等学校13校、特別支援学校6校）、市町村立学校75校（51小学校、23中学校、1義務教育学校）に講師を派遣した。</p> <p>・研修内容については、各学校が講師と相談し決定した。</p>	<p>・各校へ、最新の知見と経験、指導・啓発力を備えた14名の講師を派遣し、インターネットの正しい使い方、SNS上のトラブルやいじめの未然防止等について、教職員や児童生徒、保護者を対象に情報モラル教育研修を行った。</p> <p>・<u>追加募集をかけたが、県立学校において申請数が少ないため、情報モラル教育の重要性をさらに周知していく必要がある。</u></p>	<p>・児童生徒向けの情報モラルに関する講演と教職員を対象とした情報モラル教育研修への講師を、小・中・義務教育・高等学校、特別支援学校、合わせて100校（県立学校20校、市町村立学校80校）に派遣できるよう進めていく。</p> <p>・夏季休業前の6月から講師派遣ができるよう調整する。</p> <p>・市町村立小・中学校で申請があった学校で、実施できなかった学校については、県生活課及び千葉県警察が行っている情報モラル教育を紹介していく。</p>

令和6年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
15	教育相談等講師紹介事業	教育相談等講師紹介事業 生徒指導上の諸課題解決のために、教職員や保護者及び教育関係者が発達に即した子供理解を深め、子供との関りを学び支援することを目的とし、学校等が行う生徒指導、教育相談及び家庭教育に関する研修会等に講師を紹介する。	子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識や技能をもった大学教授、精神科医、民間人、スクールカウンセラー等58名が講師として登録している。 ・令和5年度は、28件の活用があり、教職員の研修(事例検討等)に活用された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校等の課題に合わせた講師選定が可能であり、学校の主体性が高まる。また、当センターとしてもセンター的機能が発揮できる。 ・令和5年度から千葉市立学校と私立学校も対象とし、総務部学事課をとおして、私学への周知・拡大を図ることができた。 ・前事業の「<u>スクールアドバイザー事業を移行したが予算計上がないにもかかわらず、講師登録に係る事務手続き上の手間や経費が必要である。</u> ・<u>登録名簿の掲載・維持・個人情報の取扱いにも配慮を要する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールアドバイザー事業の後継として、事業を継続する。予算計上がないため、学校・関係機関支援に組み込み実施していく。
16	いじめ・不登校等生徒指導の充実のための教員加配、非常勤講師の配置	いじめ・不登校等の問題行動に対応し、学校における生徒指導の充実を図ることを目的として、教員の加配、非常勤講師の配置を行う。	教職員課	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度は、国から措置される定数と県単の定数を活用して、いじめや不登校など、児童生徒の問題にきめ細かな対応をするための教員を、小中義務教育学校に318名を配置した。また、生徒指導の充実を図るための非常勤講師を状況に応じて適宜配置した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適応指導教室指導員や担当教員、加配教員、担任がより密接に連携することで、継続的な指導に努め、問題を抱える児童生徒の状況改善に努めている。 ・<u>人的措置について、各市町村からあがってくる要望数のすべてには応じきれしていない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員定数は、国が措置することが基本であることから、今後も、様々な機会を通じて、国に定数改善の要望をしていく。
17	特別非常勤講師配置事業（臨床発達心理士等含む）	特別支援学校では、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が顕著であるため、一人一人の教育的ニーズに対応した適切で、専門的な支援・指導の一層の充実が必要である。教員免許状は有しないが、各種分野において優れた知識や技術を有する社会人から指導・支援、心理的なケアを受けられるよう、特別非常勤講師として特別支援学校に配置し、教科の一部又は自立活動を担当し、指導と評価を行っている。	特別支援教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度は、33校に66名の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等の専門家を配置し、専門的な立場から、自立活動等に関する指導、評価を得て、一人一人に応じたより適切な指導・支援につなげるとともに、教員の専門性の向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家66名のうち、公認心理士等の心理の専門家は12名配置された。配置した学校では、心理的なケアが必要とされる児童生徒へのかかわり方について、専門的な指導助言を受け、教職員の知識や指導力の向上につなげることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の専門性の向上に向け、専門家を配置した学校は継続・充実に向け、配置をしなかった学校については、今後の活用に向けて、事業の周知や配置したことによる具体的な効用等について、情報共有を図っていく。 ・いじめの案件が確認された際の児童生徒の心理的なケアのために、県精神保健福祉センターや県子どもと親のサポートセンターなどの機関と連携して対応していけるように学校に周知していく。 ・令和4年度からの市川大野高等学園に加え、令和5年度からは大網白里特別支援学校、印旛特別支援学校、流山高等学園、安房特別支援学校にスクールカウンセラーが配置され活用されている。また、必要に応じてスクールカウンセラースーパーバイザーの活用についても検討をしていく。

令和6年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
18	いじめ防止対策等推進事業（スクールカウンセラーの配置）	いじめや不登校等の問題行動に対応し、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることを目的として、心理臨床の専門家をスクールカウンセラー（SC）として学校に配置する。	児童生徒安全課	<p>・令和7年度に向けて、千葉市を除く全公立小学校（636校）・中学校（309校）及び県立高等学校121校にスクールカウンセラーを配置した。小学校は全校が隔週配置へと拡充した。特別支援学校は5校に配置し、未配置校とグループ化することで、同じスクールカウンセラーが対応できるようにした。また、中学校重点校5校(各教育事務所管内に1校ずつ)、スーパーバイザー（SV）配置高等学校は、週2配置とし、各教育事務所等にSVを配置した。</p>	<p>・各校種で相談件数が増加傾向にあり、配置時数の増加は効果的だったといえる。</p> <p>・<u>小学校においては、隔週配置のため、対応できる人数も限られる状況である。特に、大規模校においては、児童一人一人への十分な時間の確保が困難である。</u></p> <p>・<u>スクールカウンセラーの増員に伴う人材確保に加え、スクールカウンセラーの資質の向上については、今後の課題である。</u></p>	<p>・特別支援学校の未配置校にスクールカウンセラーを配置できるよう、配置の充実を図ってきたい。</p> <p>・新規採用スクールカウンセラーを中心とした、スーパーバイザーによる指導・助言の充実を図り、スクールカウンセラーの資質向上を図りたい。</p> <p>・公認心理士協会に協力を得るなどし、引き続きスクールカウンセラーの人材の確保に努めていきたい。</p>
19	スクールカウンセラー配置校（私立学校）への支援	いじめや不登校等について児童生徒、保護者、教員の抱える悩みを受け止め、個々の事案について適切に支援・対応するために、私立学校における教育相談体制を整備する。従来の学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るために、学校の養護教諭の他に外部の専門性をもった臨床心理士などの児童生徒の内面的な問題に関する専門家を「スクールカウンセラー」として配置し、教育相談体制を整備し支援機能の充実を図る。	学事課	<p>・スクールカウンセラーを配置している私立小・中・高等学校に対して補助金を交付し、校内教育相談体制の充実を図った。令和6年度は、私立学校68校に対して、40,051千円を交付した。</p>	<p>・<u>いじめや不登校等について、学校側の初期対応が不十分なため、事態が悪化する場合がある。教育相談体制を充実させ、スクールカウンセラーの活用をさらに促す必要がある。</u></p>	<p>・教育相談の意義や必要性を再認識してもらうために、定期的に事業の活用を周知するとともに、不登校児童生徒支援チーム等関係事業についても周知する。</p> <p>・スクールカウンセラーの配置について、教育庁教育振興部児童生徒安全課と連携を図り、私立学校による対応をより支援できるようにしたい。</p>
20	いじめ防止対策等推進事業（スクールソーシャルワーカーの配置）	課題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけを支援するスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置している。	児童生徒安全課	<p>・令和6年度は、小中学校に20校、高校に23校（地域連携アクティブスクール6校含む）、特別支援学校1校計44校と、教育事務所5か所に4名配置した。（合計49か所、64名のスクールソーシャルワーカーを配置）</p> <p>・児童生徒の置かれた環境の改善に向けて、様々な調整を行うスクールソーシャルワーカーについては、各学校等の求めに応じて、ケース会議等で福祉的な立場から支援方法を提案したり、関係機関を訪問し、連携できる支援内容等の確認を行った。</p>	<p>・令和6年度の相談件数が36,229件となり、前年より3,368件増加した。</p> <p>・配置人数を10人増員したことにより、相談につながった件数が増えたと考える。</p> <p>・令和7年度は、スクールソーシャルワーカー5名増の69名を配置したところであるが、そのうち新規採用が11名、2年目が16名となり、<u>スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた取り組みが必要となる。</u></p>	<p>・担当する地域や学校数等に配慮したバランスのよい配置に努め、教育事務所へ配置したスクールソーシャルワーカーをより効果的に活用した柔軟で機動力のある支援に努める。</p> <p>・スクールソーシャルワーカーの資質の向上のための研修会を年7回実施し、専門的なスキルや事案に応じた対応力の向上を図る。さらに令和6年度より初任（1～3年目）スクールソーシャルワーカー研修を年2回実施する。</p> <p>・児童生徒が抱える潜在的な課題を掘り起こし、プッシュ型の支援を行うため、一中学校区に限定した効果検証を令和6年度は県内5地区で実施した。令和7年度は、新たに5地区増置、継続地域については二中学校区に拡大し、合計15地区とさらなる検証を進める。</p>

施策・事業の目的、評価の観点：「3 人材の確保及び資質の向上」

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
21	地域連携アクティブスクールの設置 (スクールソーシャルワーカーの配置)	「県立学校改革推進プラン」に基づき、地域の教育力を活用して自立した社会人を育成する地域連携アクティブスクールに社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、生徒の相談に応じるとともに関係機関と連携した援助を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、きめ細かな支援体制を整備する。	児童生徒安全課	<ul style="list-style-type: none"> これまでどおり県内の地域連携アクティブスクール6校にそれぞれ1名ずつスクールソーシャルワーカーを配置した。 様々な課題を抱える生徒に対して、生徒本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部関係機関等と連携しながら、生徒を取り巻く環境に働きかけるなど、より多面的に支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> スクールソーシャルワーカーとともに、スクールカウンセラーも配置しており、心理的サポートと福祉的サポートを行うことができています。 令和6年度の相談件数（6校）の合計は6,865件であり、前年より2,756件増加しており、課題解決に向けた継続的な支援を行っている。 様々な課題を抱える生徒が多く在籍しており、継続的な支援が必要であるため、<u>更に支援の充実に努める必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 多様化・複雑化する様々な課題に対応できるように、地域連携アクティブスクールの設置校へのスクールソーシャルワーカーの継続配置に努めたい。 また、引き続きスクールソーシャルワーカーをより効果的に活用した柔軟で機動力のある支援に努めていきたい。
再掲 3	学校問題解決支援事業	<p>学校等が単独で解決困難な事案に対して、弁護士、精神科医等の委員と教育庁関係課からなる「学校問題解決支援チーム」を設置し、解決に向けて指導助言するなど、学校等が安心して相談できるよう相談体制の充実を図る。</p> <p>また、本事業で得られた知見を生かし事例研究を実施することで、ノウハウの普及と学校問題対応能力の向上を図る研修を実施する。</p>	児童生徒安全課	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、令和3年度は1件、令和4年度は2件、令和5年度は1件、令和6年度は4件の会議の開催であった。 各課における電話相談等の状況の報告を毎月、受け、積極的に各課や学校と連携をとり会議を開催するよう心がけた。会議では、冷静で明確な対応策等が提案され、学校の対応についての問題点が整理された。 	<ul style="list-style-type: none"> 運用開始からこれまでに計61件の案件について協議した。昨年度は、同性へのつきまとい行為の疑いがる生徒への対応、学校の対応が保護者に理解されない事案、問題を抱える保護者に対応する校内体制について、特性を持った学校職員への対応の内容についての相談があった。いずれの相談についても、専門的な観点から適切な助言があり、学校は状況改善へのヒントを得ることができた。昨今、様々な要因が絡んだ解決困難課題が発生しており、各課の対応連携及び早期段階での活用を考慮する必要がある。 	<p>事業の活用に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議開催に向けた手続きの一層の簡素化 校長会、教頭・副校長会等、機会をとらえた繰り返し周知 研修の充実 等 <p>事案の把握に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係課等に向けた聞き取り調査の継続 月次調査等によるより積極的な情報収集 等 <p>上記内容に努め、初期対応に遅れが出ることのないよう支援を継続していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年度から、学校問題解決支援班を新設するとともに、学校問題解決支援コーディネーターを3名配置する。
再掲 11	スクール・サポーター制度	スクールサポーターは、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とした非行防止や立ち直り支援、学校における児童生徒の安全の確保」などを目的とし、主として、非行問題等を抱える学校からの要請に基づいて派遣し、「対象児童生徒等への指導及び助言」、「学校等が実施する学校内外のパトロール活動への支援」など、学校への支援活動を行っている。	県警本部少年課	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度中、スクール・サポーターを派遣した学校数は、10校（中学校6校、小学校4校、前年度比-6）であり、各校において対象児童・生徒等への指導・助言や、学校内外のパトロール活動の支援を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校派遣活動は、小学校、中学校共に前年比で減少しているが、派遣理由となっている学校内での問題（いじめを含む）が解決に至るまでの期間が長期化していることから、問題を抱えた学校への支援体制を拡充していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係部局の理解を得ながら、今後もいじめ問題等を抱えた学校に対する支援体制の拡充を行っている。

令和6年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

施策・事業の目的、評価の観点：「4 啓発」

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的、評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
22	いじめ防止対策等推進事業 (いじめ防止対策等に関する啓発資料作成)	いじめ問題に関する県の取組及び具体的な事例に基づく対応、関係機関との連携等について学校現場での利用を想定した啓発資料を作成し配付する。また、家庭での子どもの見守りのポイントや相談機関の一覧等を示した保護者向け啓発資料及び、いじめの理解やいじめへの対応、相談窓口等について記載した、児童生徒向け啓発資料を作成し配付する。	児童生徒安全課	<ul style="list-style-type: none"> いじめに対する考え方や相談窓口等について記載した児童生徒向けの「いじめ防止啓発カード」（発達段階に合わせた3種類）を作成し、県内全ての小中学校（特別支援学校の小学部中学部）の児童生徒に1人1台端末を活用しデータで配付した。 「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内の国公立の小・特別支援学校（小学部）の小学1年生の保護者に配付した。また、発達段階に合わせた3種類の「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内全ての国公立の小・中・特別支援学校（小・中学部）小学1、4年生、中学1年生に配付した。（いずれも令和3年度入学・進級児童生徒・保護者が対象） 教職員向けに生徒指導パンフレットとして、「いじめの重大事態の分析」を各学校等に配付した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ防止啓発カード」は、いじめに悩む子供たちに語りかけるとともに、加害者・傍観者にならないよう呼びかけている。また、「一人で悩まないで」と呼びかけて、主な相談窓口の電話番号等を紹介している。小学生4年生以上のカードでは、クリックすることで子どもと親のサポートセンター子どものページに移動したり、啓発動画を視聴したりすることができるようにした。また、SNS相談の二次元コードも掲載し、友達登録の促進にも努めた。 保護者及び児童生徒の啓発リーフレット、児童生徒向けの啓発カード、教職員向けの生徒指導パンフレットを、有効に活用してもらうため、<u>今後も継続して様々な機会に広報し、周知を図っていく必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度は、「いじめ防止啓発リーフレット」についてもデータで配付する。 児童生徒が1人1台端末を使って、より効果的に活用できるようにカード、リーフレット共にデザインや内容などをリニューアルしていく。 「いじめ防止啓発カード」の配付時期は夏休み前とすることで、夏季休業中の相談したい気持ちにも対応できるようにする。
23	「学校から発信する家庭教育支援プログラム」活用推進事業	「子どもとの会話や過ごし方」「心の成長」「いじめ」等について、親としての気付きを促す家庭教育支援資料の活用を促進し、自主的な学習機会への参加が難しい家庭や子どもの教育に関心の低い家庭、子育てに悩む家庭など、全ての家庭における教育力向上を図る。県内の公私立保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校を通じて、各家庭に家庭教育支援資料を配布したり、学級懇談会での講義資料としたりするなどの有効的な活用を促進する。	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題の対策については、いじめのサイン発見チェックリスト等を収録した「いじめ」（小学校編）を、ネットいじめについては、「スマートフォンの使用」「フィルタリングの活用」（小・中学校編）を活用してもらうことで、子供たちがいじめの加害者にも被害者にもならないよう啓発している。 本事業については、各教育事務所における学校訪問や市町村教育委員会を通じ、各学校に周知を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校だよりや学年だより、保護者会の資料作成に本プログラムが活用されている。 より多くの教職員に活用してもらうため、引き続き効果的な周知方法を工夫する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 内容及び構成について、適宜見直しを図る。 関係課が主催する会議・研修会等において、当該事業のホームページ・リーフレット等についての情報提供や担当者による説明を行い、周知を図る。
24	ウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」事業	生活習慣や学習習慣など、家庭で直面する問題への知識や手立てをウェブサイトに掲載し、家庭の教育力向上を図る。具体的には、家庭でいじめの予兆に気付くためのポイントやいじめを発見した際の子どもへの関わり方等を掲載した「子育て豆知識」の他、子育て失敗談、家庭学習、生活習慣などについて、子どもの発達段階に応じた関わり方をインターネットで発信している。スマートフォン・携帯電話からも利用できる。教育庁内の関係課や知事部局の子育て支援に係る課と連携して情報提供を行う。	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 子育てや家庭教育に関する情報を掲載している。「ケータイ・スマホの使い方を考えよう」というコーナーの中で、携帯電話やスマートフォンの安全な使用に関する知識や危険性について啓発する外部サイトを紹介した。 保護者への周知について、家庭教育リーフレット（新年度に新小1、新小4、新中1の保護者あて配付するリーフレット）に本サイトの紹介記事と二次元バーコードを掲載することで、一層の周知を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育支援や子育てに係る情報を県民に提供するため、定期的に情報の更新を図った。 コーナー内で紹介しているリンク先は千葉県のホームページや文部科学省のページ等多岐に渡るため、内容を識別できるよう修正を行った。 より多くの人に閲覧してもらえるよう、<u>市町村や各種団体や保護者へ、サイトの周知に努める必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 内容及び構成について、関係各課からの情報も反映させつつ適宜見直しを行う。また、より見やすいサイトとなるよう、リンク情報の明示化やレイアウトの見直しを図る。 千葉県ホームページにバナーを掲載するなど、よりアクセスしやすいページに改める。

施策・事業の目的, 評価の観点: 「4 啓発」

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題(下線部)	今後の取組の方向性(改善策等)
25	人権啓発活動推進事業	子どもがお互いの個性や能力を尊重し合うなど人権意識を養うため、国(千葉地方法務局)等関係機関と連携を図り、人権啓発DVDの貸出や人権問題講師紹介、スポーツ組織と連携・協力した啓発活動等を実施する。	健康福祉政策課	<p>○県内小・中・高等学校等への人権啓発DVDの貸出 ・貸出件数 18件(視聴人数3,772人)</p> <p>○県内小・中・高等学校等への人権問題講師紹介 ・講師紹介・派遣実績 8件(受講人数3,559人)</p> <p>○スポーツ組織と連携・協力した啓発活動</p> <p>【主催】県、千葉県人権啓発活動ネットワーク協議会(県、県教育委員会、千葉市、千葉地方法務局、千葉県人権擁護委員連合会)</p> <p>(1) スタジアム啓発の実施(ジェフユナイテッド市原・千葉) 日時: 令和6年9月7日(土) 場所: フクダ電子アリーナ 内容: 啓発グッズの配布等</p> <p>(2) 県内スポーツチームの選手を起用したポスターの作成・配布(千葉ジェッツふなばし) 配布先: 県内小・中・高等学校等 配布数: 5,500枚 内容: 「いじめゼロ宣言～いじめゼロ みんながみんな 友達だ～」のメッセージとともに、相談連絡先を周知</p> <p>○子どもの人権に関する研修会 日時: 令和7年2月1日(土)～2月28日(金) 方法: オンライン開催(県公式YouTubeチャンネルにて動画配信) 内容: 講演: 「インターネットと子どもの人権～誰もがネットで被害者にも加害者にもならないために～」 講師: 石川 千明氏 (奈良地域の学び推進機構理事) 対象: 県職員、県内市町村職員、県内公教育職員 参加者数: 370人</p>	<p>・DVDの貸出により、学校等において映像による効果的な人権啓発活動が行われた。</p> <p>・講師紹介により、学校等において効果的な研修会・講演会等の実施に繋がった。</p> <p>・啓発物品の配布により、子どもの人権相談ダイヤルの周知を図り、いじめ撲滅に向けた取組の実施を図った。</p> <p>・ポスター配布先へのアンケートの結果、「いじめ等のほか、人権について考えるきっかけとなった」と回答した割合は42%、「いじめに関する連絡先を知るきっかけとなった」と回答した割合は49%であった。また、「今後もポスター配付を行った方がよいと思うか」との質問に対し、「行ったほうがよい」と回答した割合は96%であった。</p> <p>・子どもの人権に関する研修会受講者へのアンケートの結果、子どもの人権についての理解が「大いに深まった」、「おおむね深まった」と回答した割合は合わせて99%であった。</p> <p>・ネットいじめについては、状況の変化が早く、DVDの内容と実態とに齟齬が生じやすい。</p>	<p>・啓発DVDについては、随時ライブラリーの更新を検討する。</p> <p>・子どもの人権に関する研修会については、引き続き、オンライン開催等の受講しやすい形式を採用し、参加者増を図る。</p>
26	子ども・若者育成支援推進事業(子ども・若者のための相談・支援機関ガイド作成、配布)	困難を有する子ども・若者を適切な支援に結び付けるため、千葉県子ども・若者総合相談センター「ライトハウスちば」を委託により運営するとともに、同センターのリーフレット・ポスターを市町村や学校、各種支援機関等に配付し、活用を依頼した。	県民生活課	<p>・「ライトハウスちば」のリーフレット・ポスターを市町村や学校、各種支援機関等に配付し、活用を依頼した。</p>	<p>・いじめに関係する相談が415件あり、専門の相談員が子どもや保護者から悩みを聞き、必要な情報提供や助言ができた。</p> <p>・<u>困難を有する子ども・若者やその支援者に必要な情報が伝わるよう、効果的な広報・啓発をしていく必要がある。</u></p>	<p>・市町村や学校、各支援機関の意見を聞きながら、配付先の検討などを行い、より効果的な広報・啓発に努めていく。</p> <p>・関連する報道発表等に「県の相談窓口」として掲載し、周知を図っていく。</p>

令和6年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

施策・事業の目的, 評価の観点: 「4 啓発」

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
27	非行防止教室	非行防止教室は、児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として、小・中・高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て、少年補導専門員などの警察職員を学校に派遣し、教材を使用して開催している教室であり、児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。	県警本部 少年課	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度中、非行防止教室を290回開催し、小・中・高校生等75,672人の児童生徒が受講した。（前年比+4回、+5,452人） 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度に引き続き、職員を派遣して行う広報啓発活動の他、県警HPやYouTube等を活用した映像教材（講演形式の動画）の配信、保護者向けリーフレットの作成等、幅広い広報啓発活動に努めた。 少年を巡る問題は、凶悪・悪質な事件の発生やいじめ問題の他、ネットに絡む各種トラブルが発生する等、加害と被害の両面において深刻な状況にあることから、少年の規範意識の向上が一層求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 少年の規範意識の向上は、犯罪の抑止のみならず、いじめを防止する上で大きな効果が期待できることから、学校の理解と協力を得て、今後とも積極的に実施していく。 本年度も引き続き、県警HPやYouTube等の映像教材を活用した広報啓発活動を推進していく。
28	学校人権教育指導資料の配付（第45集）大切な自分大切なあなたの発行・配付	指導資料が校内研修等で活用されることで、一人一人の公立学校教職員の人権意識を涵養し、全ての教育活動を人権教育と言う視点で見直してもらう。そして一人一人の児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、自身と他者の人権を尊重し、そのことが態度や行動に移せるようになることにつなげる。	児童生徒安全課・人権教育班	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度より、県内公立・幼・小・中・高・特別支援学校・義務教育学校の全ての教職員に配付するとともにHPに掲載している。令和6年作成分の第45集からデータ配付のみにした。 内容は、千葉県学校人権教育の推進目標・重点事項、参加体験型学習の手法、人権意識確認チェックシート、様々な人権課題、などを掲載している。3年を1サイクルとして、掲載内容を変えてきた。3年分まとめて活用することで、各種人権課題、人権教育の手法について俯瞰することができ、多くの学校の校内研修で活用されている。 またURLをクリックすると教材のページに移動できるなど、データ配付上の利便性の考慮した。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度より、全本務職員（教員、事務、栄養職員）に配付することとした。 リーフレットの活用状況については、毎年実施している実態調査によると、令和6年度では小中高特支いずれも100%であった。 人権教育班が所管する各種研修と併せ、一人一人の教職員・児童生徒の人権意識の涵養が図られ、いじめは許されないという意識の醸成にもつながっていると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度も、指導資料第46集を作成し配付する予定である。 重点課題や各校の優れた取り組み、国や県の新たな施策などを中心に紹介する。
29	教育広報	県教育委員会が所管している広報媒体を活用し、県教育委員会が行っているいじめ防止のための取組を紹介し、広く県民に対し周知を図る。	教育政策課	<ul style="list-style-type: none"> 夢気球vol.67（6月号）及びvol.68（11月号）に、LINEを活用したSNS相談窓口の開設について掲載した。 県教委ニュースvol.330（4月号）に、教師の人権教育に関する知的理解及び人権感覚の向上に資することを目的として配布している「学校人権教育指導資料第44集」の活用を促す記事を掲載した。 県教委ニュースvol.352（3月号）に、千葉県子どもと親のサポートセンターの事業について紹介し、ワンストップ・オンライン相談、来所相談等について掲載した。 	<ul style="list-style-type: none"> 夢気球は、ホームページ上に掲載するとともに、県内の公立小・中・高・特別支援学校等を通して、全ての児童生徒の家庭に掲載URLを周知できた。また、県内の公共施設である図書館、公民館等には、リーフレットとして配布し、県民に広く周知できた。 県教委ニュースは、毎月県教育委員会のホームページに掲載するとともに、各教育機関及び市町村教育委員会を通して各学校に周知することができた。 より多くの県民に取組の周知を図るため、関係課との連携を強化し、記事を充実させていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も教育委員会が持っている広報チャンネルを活用し、関係課と連携して県のいじめ防止の取り組みや学校での先進的な取組事例等を児童生徒や県民へ周知することで、いじめ防止の啓発に努めていく。

令和6年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

施策・事業の目的, 評価の観点: 「4 啓発」

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
再掲 30	青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）	県内全ての中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒が行っているSNSなどについて監視し、特に問題のある書き込みを発見した場合に、教育委員会等関係機関に連絡をし、削除等の指導を依頼する。	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットパトロールを業務委託し、県内中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒の問題のある書き込みを監視している。特に問題があるものについては、教育委員会等に連絡し、書き込みの削除を含めた生徒への指導を依頼した。（令和6年度実施状況：問題のある書き込みをした生徒の総数1,190人、そのうち特に問題のある書き込み83件） ・学校等の要請に応じ、児童生徒、保護者、学校関係者に向けてネットいじめ防止対策の内容を含む講演を実施するなど、インターネットの適正利用について啓発を図った（令和5年度実績：73回、参加者18,372名）。また、啓発内容をまとめたリーフレットを作成し、受講者等に配付し、講演で活用した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携を図り、特に問題のある書き込みを発見した場合、速やかに情報提供した。 ・生徒間でよく使われる学校名の略称や文化祭などの行事名をキーワードとして活用しながら、引き続き、効率的にネットパトロールを実施することができた。 ・インターネット適正利用講演においては、身近な事例や予防方法、相談窓口等を講演内容に盛り、参加者の意識を高めることができた。 ・ネット上のサイトでは、日々変化する利用状況や投稿者の匿名性などの要因により、青少年のネット被害等を未然に防止することが困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットパトロールと併せて、生徒が問題のある書き込み自体を行わないよう、啓発を図っていく。 ・学校だけでは対応が難しいと考えられる書き込みが発見された場合は、警察等の関係する機関を併せて案内するなど、委託事業者の知見を得ながら、学校に対し、対応案を周知する。 ・引き続き、生徒間でよく使われる学校名の略称や文化祭などの行事名をキーワードとして活用しながら、効率的にネットパトロールを実施していくとともに、市町村、学校、関係機関と連携し、青少年のトラブルの未然防止に努める。
再掲 32	青少年非行防止対策事業（非行防止リーフレットの作成・配布）	非行防止に対する心構えや相談機関の案内等を記したチラシを作成し、小学5年生及びその保護者、中学1年生及びその保護者、高校生1年生に配付することにより、非行防止等の啓発を図る。	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・誹謗中傷やネットいじめを含むインターネットに潜む危険に対する情報が掲載された非行防止チラシを小学5年生及びその保護者に対して33,000部、中学1年生及びその保護者、高校1年生に対して92,000部を作成・配付した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止チラシは県内全ての小中高校に配布することができた。 ・SNSに起因するトラブルや問題行動等の発生傾向を把握する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加傾向にあるネットいじめやインターネットトラブル、最新の事件等に対応できるよう、配付チラシの内容を検討し、啓発の強化を図っていく。
再掲 33	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	児童生徒の生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策の推進を目的に毎年実施されている文部科学省所管の統計調査である。いじめの問題以外にも暴力行為、不登校などについての調査も実施しており、いじめ問題を考える上での基礎資料となる。	子どもと親のサポートセンター/児童生徒安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の公立学校の調査結果を6月に文部科学省に提出。10月31日の全国の結果公表に合わせて、同日、千葉県の結果を公表した。その後、各種会議や研修会で、結果概要を伝えるとともに、本県はいじめ問題への取組について説明を行った。また、各学校へ結果の通知も行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度のいじめの認知件数は、54,455件となり、令和4年度の52,720件より1,735件増加した。令和2年度から4年連続で認知件数は増加している。これは、積極的ないじめの認知を行い、いじめの初期段階で対応しようとしていると評価できる。児童生徒の千葉県公立学校の1,000人あたりの認知件数は89.8件と、全国平均（57.9件）を大きく上回る結果となった。 ・平成26年4月からのいじめ防止対策推進条例の施行、同年8月の千葉県いじめ防止基本方針の策定を受けて、県を挙げての取組が進む中、この調査を分析することで、各学校のいじめ問題に対する取組状況をより詳しく把握し各施策等に活かしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校それぞれの課題の特徴、取組等の状況を調査・分析することにより、学校現場における、いじめの防止等のための対策のより一層の充実に資するとともに、いじめの未然防止・早期発見・早期対応につなげていく。 ・本調査のデータをもとに県内の現状を把握することで、いじめ防止対策を推進し、さらに、教職員向け指導用リーフレット「いじめの重大事態の対応」を各学校へ周知し、いじめ重大事態の対応等についての取り組みも充実させていく。

令和6年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

施策・事業の目的, 評価の観点: 「5 ネットいじめ対策」

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
30	青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）	県内全ての中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒が行っているSNSなどについて監視し、特に問題のある書き込みを発見した場合に、教育委員会等関係機関に連絡をし、削除等の指導を依頼する。	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットパトロールを業務委託し、県内中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等の生徒の問題のある書き込みを監視している。特に問題があるものについては、教育委員会等に連絡し、書き込みの削除を含めた生徒への指導を依頼した。（令和6年度実施状況：問題のある書き込みをした生徒の総数1,190人、そのうち特に問題のある書き込み83件） ・学校等の要請に応じ、児童生徒、保護者、学校関係者に向けてネットいじめ防止対策の内容を含む講演を実施するなど、インターネットの適正利用について啓発を図った（令和5年度実績：73回、参加者18,372名）。また、啓発内容をまとめたリーフレットを作成し、受講者等に配付し、講演で活用した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携を図り、特に問題のある書き込みを発見した場合、速やかに情報提供した。 ・生徒間でよく使われる学校名の略称や文化祭などの行事名をキーワードとして活用しながら、引き続き、効率的にネットパトロールを実施することができた。 ・インターネット適正利用講演においては、身近な事例や予防方法、相談窓口等を講演内容に盛り、参加者の意識を高めることができた。 ・ネット上のサイトでは、日々変化する利用状況や投稿者の匿名性などの要因により、<u>青少年のネット被害等を未然に防止することが困難である。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットパトロールと併せて、生徒が問題のある書き込み自体を行わないよう、啓発を図っていく。 ・学校だけでは対応が難しいと考えられる書き込みが発見された場合は、警察等の関係する機関を併せて案内するなど、委託事業者の知見を得ながら、学校に対し、対応案を周知する。 ・引き続き、生徒間でよく使われる学校名の略称や文化祭などの行事名をキーワードとして活用しながら、効率的にネットパトロールを実施していくとともに、市町村、学校、関係機関と連携し、青少年のトラブルの未然防止に努める。
31	青少年非行防止対策事業（非行防止リーフレットの作成・配布）	非行防止に対する心構えや相談機関の案内等を記したチラシを作成し、小学5年生及びその保護者、中学1年生及びその保護者、高校生1年生に配付することにより、非行防止等の啓発を図る。	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・誹謗中傷やネットいじめを含むインターネットに潜む危険に対する情報が掲載された非行防止チラシを小学5年生及びその保護者に対して33,000部、中学1年生及びその保護者、高校1年生に対して92,000部を作成・配付した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止チラシは県内全ての小中高校に配布することができた。 ・SNSに起因するトラブルや問題行動等の発生傾向を<u>把握する必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加傾向にあるネットいじめやインターネットトラブル、最新の事件等に対応できるよう、配付チラシの内容を検討し、啓発の強化を図っていく。

令和6年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

施策・事業の目的, 評価の観点: 「5 ネットいじめ対策」

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
再掲 5	いじめ防止対策推進事業 (千葉県いじめ問題対策連絡協議会の開催)	千葉県教育庁及び知事部局の関係各課、市町村教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、県警察本部等の機関、弁護士、医師、心理や福祉の専門家の職能団体等、42の機関・団体で構成された連絡協議会を設置し、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図る。	児童生徒安全課	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県教育庁及び知事部局の関係各課、市町村教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、県警察本部等の機関、弁護士、医師、心理や福祉の専門家の職能団体等、42の機関・団体で構成された連絡協議会を、資料を基に、意見交換を行った。 担当者会議を設置したネット関係の機関等による「ネットいじめ対策専門部会」において、令和6年度は具体的な事例検討を含め、協議及び意見交換を行った。また、令和6年度の各機関等の取組予定等について情報交換した。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒安全課からは、スクールカウンセラーについて、隔週配置510校、月1回程度の配置校128校と隔週配置校を増やして全公立小学校に配置したことや、令和6年度から採用したいじめ重大事態調査員についての報告をした。県立学校でいじめ重大事が発生した場合、いじめ重大事態調査員を学校に派遣し、学校のもととあるいじめ防止等の組織に加わり、調査を即時に開始するという事を説明した。 児童生徒安全課が実施している情報モラル教育では、講師の派遣を行い、県内の学校で、講演等を実施している。県内では、SNS等が起因となるいじめが発生していることから、今後もネットいじめに関して専門部会を通して最新の状況を把握していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度も対面での開催を予定している。また、「ネットいじめ専門部会」においても複数回の開催を予定し、ネット上におこる新たなトラブルやいじめの未然防止対策について協議していく。 各関係機関や団体の取組について、事前に資料にまとめ、配付することによって、協議会の効率化に努める。 令和7年度から「千葉県こども・若者みらいプラン」の担当課である千葉県健康福祉部子育て支援課を構成機関に加え、いじめ問題に関する情報交換や連絡調整、相互連携・協力等をさらに深める。
		管理職資質向上研修 (1) いじめ問題の理解、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等について研修することにより、学校におけるいじめ防止対策の一層の充実を図る。 (2) 児童生徒の自殺予防に関する国や県の取組及び具体的な教職員による予防対策や児童生徒への予防教育、さらに自殺が起きてしまったときの対応について研修することにより、児童生徒の自殺予防対策の一層の充実を図る。 (3) 学校内の支援体制や教育支援センター等様々な関係機関との連携、個々の児童生徒の特性に着目した支援方法について研修することにより、不登校児童生徒への支援の充実を図る。	千葉県子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> 千葉市を除く全ての公立小・中・義務教育・高等・特別支援学校の管理職（約1,130名）を対象に実施した。小・中・義務教育・特別支援学校については千葉市民会館、県立高等学校については千葉県総合教育センターで、参集型の研修を実施した。 私立学校の参加についても行うことができた。 児童生徒安全課による千葉県におけるいじめ・自殺・不登校の現状と対応、大学教授の講義、環境生活部 県民生活課のリーフレットについての説明等研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒安全課や大学教授から「いじめ」「自殺」「不登校」についての専門的な知見や組織マネジメントについて学ぶことができた。 総務部学事課との連携で、私立学校への通知の上、前年度に続き10校以上の参加があった。 希望者へオンデマンド配信を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 対面研修、オンデマンド配信による研修とし、県内の全管理職が資質向上の機会を設けるようにしていく。 総務部学事課を通じ、私立学校への参加希望を募り、希望者に対しては柔軟に対応していく。 今後も管理職が、いじめ、自殺、不登校等についての知見や組織マネジメントを学ぶことができるよう開催内容について検討していく。

令和6年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

施策・事業の目的, 評価の観点: 「5 ネットいじめ対策」

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
再掲 14	研修事業	<p>支援者対象の研修 訪問相談担当教員研修、スクールソーシャルワーカー研修、スクールカウンセラー等全体研修・連絡協議会をとおして、不登校等で困難を抱える子供や保護者を支援する者の資質・力量の向上を図る。</p>	<p>千葉県子どもと親のサポートセンター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問相談担当教員研修を6回、スクールソーシャルワーカー研修を7回、初任スクールソーシャルワーカー研修を2回、実施した。事例研究や協議・情報交換をとおして、個々の資質向上を図ることができた。 ・スクールカウンセラー等全体研修・連絡協議会は、日程と会場を分けて実施した。 ・講義は事前録画をして動画視聴形式で行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な領域の講師から専門的な内容について講義を受けることで、支援者の資質を高めることができた。また、事例研究をとおして、多面的・多角的な見立てについて学ぶことができ、日頃の業務に役立てることができた。 ・経験年数の異なる支援者が、いかに資質向上を図るか、研修会のあり方や協議・情報交換の時間の持ち方等を工夫していく必要がある。 ・スクールカウンセラー等全体研修・連絡協議会において、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの増員により、一か所で集まることができず、日程と会場を分けて実施した。動画視聴での講義は円滑に進めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規の訪問相談教員が増えたことから、アセスメントやカウンセリング等の内容を盛り込んだ全体研修内容とし、さらなる資質の向上を図る。 ・新規採用により、経験の浅いスクールソーシャルワーカーが増えているため、グループ別協議では、協議内容の設定やグループの編制について従来から工夫を加えていく。 ・スクールカウンセラー等全体研修・連絡協議会は、県総合教育センターの他に教育事務所ごとに会場を設定し、研修及び連絡協議会を実施する。スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの増員が見込まれるため、今後の会の持ち方、使用する会場や運営方法については今年度の反省を生かし検討していく必要がある。
		<p>(総合教育センターの研修事業) 全ての校種で教諭、管理職、養護教諭等キャリアステージに応じて、いじめの未然防止、対応の仕方について研修を実施している。</p> <p>要請研修、学校支援事業の実施、情報モラル指導実践研修、デジタルシティズンシップ教育を実施している。</p>	<p>県総合教育センター</p>	<p>【いじめ未然防止、いじめ対応等の研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全ての校種でキャリアステージに応じて実施（14事業） 講話・協議・eラーニング等 ・初任者研修（小・中・高・特・養）「いじめ対応」（1372名） ・中堅教諭等資質向上研修（1185名） ・教務主任等企画運営リーダー研修（96名） ・新任教頭研修（219名） ・新任校長研修（172名） ○市町教育委員会主催の要請研修「出前あすなろ塾」若手教諭対象 9回実施 ○教員を目指す学生・一般社会人を対象とした研修「教師未来塾」（54名参加） <p>【情報モラル研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報モラル指導実践研修 発展～デジタルシティズンシップ教育へ～」(33名) ・初任者研修（小・中・高・特）「情報モラル」(1169名) ・専門研修（小・中・高・特・養護教諭）「情報モラルと著作権」（eラーニング）(148名) ・学校支援事業…県内市町村立小学校の研修会講師として、教職員に指導助言(13名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議や情報共有の時間を充実させることで、研修後のアンケートに肯定的な回答が多くなっている。 ・初任者研修においては、チームで関わっていく意識をもたせることができた。 ・いじめの現状の理解や未然防止、対応等について事例をもとに研修を実施し、日常実践に生かせるようにすることができた。 ・情報モラル教育に関する研修をとおして、実際の事例に基づいたネット上の問題行動に関する教職員の理解、学習指導要領上の位置づけに関する理解、児童生徒を指導する力を高めている。 ・情報モラル教育に関する研修では、従来行われてきた、ルールやマナーを守らせる考え方や態度を育成する指導を中心とした教育だけでなく、児童生徒が1人1台端末を日常的に活用することを前提とした、情報の適切な利用や情報社会との関わり方等の行動規範を児童生徒自身に考えさせる「デジタル・シティズンシップ教育」の視点を加えている。 ・情報伝達研修にとどまらないよう、eラーニングでの研修実施後に、授業実践や校内での指導助言を実施し、レポートを作成させている。 ・小学校初任者研修では、「教育相談の理論と進め方」を新設し、初任者の人間関係作りに対するの苦手意識を軽減することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経験の少ない若年層は、事例をもとにしたロールプレイなど、実践にすぐつながる研修を求めているので、引き続き協議や情報共有を多く取り入れた研修を実施していきたい。 ・情報モラルに関する研修以外の研修会や会議等でも、機を見てデジタル・シティズンシップ教育への理解の促進、家庭等でも日常的に端末を活用した学習の機会を増やすよう端末の持ち帰りの推進を図るのが良いのではないかと。

令和6年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

施策・事業の目的, 評価の観点: 「5 ネットいじめ対策」

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
再掲 14	研修事業	(情報モラル教育への講師派遣) 教職員のインターネットに関する知識の習得、道徳教育をととした情報モラル教育の効果的な指導方法を身に付けることや、児童生徒及び保護者への情報モラルの啓発を目的として、各学校等で実施する情報モラル教育研修・講演に講師を派遣する。	児童生徒安全課	情報モラル教育研修会への講師派遣事業として100回のに講師派遣を予定した。県立学校20校（県立中学校1校、高等学校13校、特別支援学校6校）、市町村立学校75校（51小学校、23中学校、1義務教育学校に講師を派遣した。 ・研修内容については、各学校が講師と相談し決定した。	・各校へ、最新の知見と経験、指導・啓発力を備えた14名の講師を派遣し、インターネットの正しい使い方、SNS上のトラブルやいじめの未然防止等について、教職員や児童生徒、保護者を対象に情報モラル教育研修を行った。 ・追加募集をかけたが、県立学校において申請数が少ないため、情報モラル教育の重要性をさらに周知していく必要がある。	・児童生徒向けの情報モラルに関する講演と教職員を対象とした情報モラル教育研修への講師を、小・中・義務教育・高等学校、特別支援学校、合わせて100校（県立学校20校、市町村立学校80校）に派遣できるよう進めていく。 ・夏季休業前の6月から講師派遣ができるよう調整する。 ・市町村立小・中学校で申請があった学校で、実施できなかった学校については、県民生活課及び千葉県警察が行っている情報モラル教育を紹介していく。
再掲 22	いじめ防止対策等推進事業 (いじめ防止対策等に関する啓発資料作成)	いじめ問題に関する県の取組及び具体的な事例に基づく対応、関係機関との連携等について学校現場での利用を想定した啓発資料を作成し配付する。また、家庭での子どもの見守りのポイントや相談機関の一覧等を示した保護者向け啓発資料及び、いじめの理解やいじめへの対応、相談窓口等について記載した、児童生徒向け啓発資料を作成し配付する。	児童生徒安全課	・いじめに対する考え方や相談窓口等について記載した児童生徒向けの「いじめ防止啓発カード」（発達段階に合わせた3種類）を作成し、県内全ての小中学校（特別支援学校の小学部中学部）の児童生徒に1人1台端末を活用しデータで配付した。 ・「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内の国公立の小・特別支援学校（小学部）の小学1年生の保護者に配付した。また、発達段階に合わせた3種類の「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内全ての国公立の小・中・特別支援学校（小・中学部）小学1、4年生、中学1年生に配付した。（いずれも令和3年度入学・進級児童生徒・保護者が対象） ・教職員向けに生徒指導パンフレットとして、「いじめの重大事態の分析」を各学校等に配付した。	・「いじめ防止啓発カード」は、いじめに悩む子供たちに語りかけるとともに、加害者・傍観者にならないよう呼びかけている。また、「一人で悩まないで」と呼びかけて、主な相談窓口の電話番号等を紹介している。小学生4年生以上のカードでは、クリックすることで子どもと親のサポートセンター子どものページに移動したり、啓発動画を視聴したりすることができるようにした。また、SNS相談の二次元コードも掲載し、友達登録の促進にも努めた。 ・保護者及び児童生徒の啓発リーフレット、児童生徒向けの啓発カード、教職員向けの生徒指導パンフレットを、有効に活用してもらうため、今後も継続して様々な機会に広報し、周知を図っていく必要がある。	・令和7年度は、「いじめ防止啓発リーフレット」についてもデータで配付する。 ・児童生徒が1人1台端末を使って、より効果的に活用できるようにカード、リーフレット共にデザインや内容などをリニューアルしていく。 ・「いじめ防止啓発カード」の配付時期は夏休み前とすることで、夏季休業中の相談したい気持ちにも対応できるようにする。
再掲 27	非行防止教室	非行防止教室は、児童生徒の規範意識の向上や犯罪被害等の未然防止を目的として、小・中・高校生等を対象に学校関係者の理解と協力を得て、少年補導専門員などの警察職員を学校に派遣し、教材を使用して開催している教室であり、児童生徒の規範意識のより一層の醸成を図っている。	県警本部 少年課	・令和6年度中、非行防止教室を290回開催し、小・中・高校生等75,672人の児童生徒が受講した。（前年比+4回、+5,452人）	・昨年度に引き続き、職員を派遣して行う広報啓発活動の他、県警HPやYouTube等を活用した映像教材（講演形式の動画）の配信、保護者向けリーフレットの作成等、幅広い広報啓発活動に努めた。 ・少年を巡る問題は、凶悪・悪質な事件の発生やいじめ問題の他、ネットに絡む各種トラブルが発生する等、加害と被害の両面において深刻な状況にあることから、少年の規範意識の向上が一層求められている。	・少年の規範意識の向上は、犯罪の抑止のみならず、いじめを防止する上で大きな効果が期待できることから、学校の理解と協力を得て、今後とも積極的に実施していく。 ・本年度も引き続き、県警HPやYouTube等の映像教材を活用した広報啓発活動を推進していく。

令和6年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

施策・事業の目的, 評価の観点: 「6 調査研究」

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
32	いじめ防止対策等推進事業 (千葉県いじめ対策調査会の開催)	大学の研究者、心理等の専門家などの学識経験者からなる調査会であり、「いじめの防止等に関する調査研究」「県が実施するいじめの防止等の対策に関する審議」「重大事態が県立学校に発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査」を行う。	児童生徒安全課	<p>・「千葉県いじめ防止対策推進条例」に基づき策定した「千葉県いじめ防止基本方針」により、県教育委員会は、毎年、県が実施するいじめの防止等のため対策の実施状況及びその他いじめに関する資料等を千葉県いじめ対策調査会に提出し、いじめ防止等に関する調査研究及びいじめの防止等のための対策に関する施策事業の点検評価を受けている。</p> <p>・令和6年度は、県教育委員会が調査主体となって行う重大事態が1件発生し、いじめ対策調査会による事実の確認並びに調査及び審査として計19回実施している。</p>	<p>・「県が実施したいじめ防止等における対策関連事業」の評価、改善の意見として、SOSの出し方教室について、教職員が受け止め、向き合っていくこと、実際にSOSを発する児童生徒に遭遇した時に適切な対応ができることが大切という御意見をいただいた。<u>教職員の研修を通じて、自殺予防啓発動画等の周知、活用をより一層図る必要がある。</u></p> <p>・調査会当日は、<u>時間が限られているため、調査会が開催される前に、各委員に事前に資料を提出し、議論の課題を明確しておく必要がある。</u></p>	<p>・今後もいじめ防止等における県の施策に対して御助言をいただき、改善につなげていく。「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の集計結果をもとに、未然防止、初期対応、重大事態への対応等についてご意見をいただき、さらなるいじめ対策に努める。</p> <p>・いじめ重大事態が発生し、事案が複雑化した場合は、調査を依頼することも考えられる。速やかに本調査会を開催できるように、委員の招集等について迅速に対応していく。</p> <p>・教職員への研修だけでなく、教員を志す大学生に対しても出前授業を実施し、SOSの出し方や自殺予防啓発等のいじめ防止対策の周知を強化する。</p>
33	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査	児童生徒の生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策の推進を目的に毎年実施されている文部科学省所管の統計調査である。いじめの問題以外にも暴力行為、不登校などについての調査も実施しており、いじめ問題を考える上での基礎資料となる。	子どもと親のサポートセンター/児童生徒安全課	<p>・県内の公立学校の調査結果を6月に文部科学省に提出。10月31日の全国の結果公表に合わせて、同日、千葉県の結果を公表した。その後、各種会議や研修会で、結果概要を伝えるとともに、本県はいじめ問題への取組について説明を行った。また、各学校へ結果の通知も行った。</p>	<p>・令和5年度はいじめの認知件数は、54,455件となり、令和4年度の52,720件より1,735件増加した。令和2年度から4年連続で認知件数は増加している。これは、積極的ないじめの認知を行い、いじめの初期段階で対応しようとしていると評価できる。児童生徒の千葉県公立学校の1,000人あたりの認知件数は89.8件と、全国平均（57.9件）を大きく上回る結果となった。</p> <p>・平成26年4月からのいじめ防止対策推進条例の施行、同年8月の千葉県いじめ防止基本方針の策定を受けて、県を挙げての取組が進む中、この調査を分析することで、各学校のいじめ問題に対する取組状況をより詳しく把握し各施策等に活かしていく。</p>	<p>・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校それぞれの課題の特徴、取組等の状況を調査・分析することにより、学校現場における、いじめの防止等のための対策のより一層の充実に資するとともに、いじめの未然防止・早期発見・早期対応につなげていく。</p> <p>・本調査のデータをもとに県内の現状を把握することで、いじめ防止対策を推進し、さらに、教職員向け指導用リーフレット「いじめの重大事態の対応」を各学校へ周知し、いじめ重大事態の対応等についての取り組みも充実させていく。</p>

令和6年度に県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価票

施策・事業の目的, 評価の観点: 「6 調査研究」

NO	施策・事業等の名称	事業概要	担当課	施策・事業の目的, 評価の観点に基づく自己評価		
				実績	成果・課題（下線部）	今後の取組の方向性（改善策等）
34	SNSを活用した教育相談事業	中・高校生にとって身近なコミュニケーションツールであるSNSを活用し、生徒が抱える様々な悩みを、学校外のカウンセラーに気軽に、誰にも知られず相談することで、悩みを早期に解決し、自殺、いじめの重大事態等の重篤な事案や不登校を未然に防止することを目的とした教育相談体制を構築する。	児童生徒安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の小学4年生から高校生を対象に、毎週火曜日、木曜日、日曜日の18時から22時まで、LINEで相談できる窓口の開設を行った。 ・GW期間・長期休業前後等の期間については、特設期間として毎日相談ができる体制を整えた。 ・令和6年度の相談受付件数は2,220件であり、令和5年度の3,569件より1,349件減少した。相談受付件数が減少した理由は、相談日を知らせる案内メッセージを月によって制限したためである。 ・高校生のSNS相談が増加傾向にあり、相談のしやすさを表している。 ・主な相談内容は、多い順に①友人関係が659件（+72件）、②学業・進路が196件（△16件）、③家庭問題関係が184件（△66件）であった。自殺念慮・企図に係る相談件数は、令和6年度は99件（+27件） ※（）内は昨年度比 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度は、小学校のいじめ件数や不登校児童数の増加を踏まえ、これまで中高生のみであった対象者を、小学校4～6学年まで拡大した。 ・匿名性の確保や相談員による丁寧な返信を指導し、相談しやすい環境を整えた。 ・令和4年度から緊急対応が必要である場合、委託業者と警察が直接連絡できる体制を整えた。 ・利用者からは、「自分の悩んでいる事や、解決出来ない事を真摯に受けとめてくれた」「相談内容をまとめてから相談できるので、相談しやすい」「気持ちを整理しながら話せる」との声が寄せられた。 ・相談受付時間外におよそ2,000件のアクセスがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・火・木・日の18時～22時の相談に加え、今年度もGW期間・長期休業明けは、特設として毎日相談できる期間（4月24日から5月7日、長期休業前後の8月21日から9月7日、令和8年1月4日から12日）を設ける。その期間と4月・6月・及び2月は、児童生徒の不安が大きくなるので、相談員配置人数を増やして対応の充実を図っている。 ・委託業者と警察が直接連絡できるよう体制を継続していく。 ・現在は、限られた曜日時間での運用であるが、より多くの相談者がSNS相談が利用できるよう、受付時間拡大も考える必要がある。
再掲 9	いじめ対策等生徒指導推進事業	支援事業をとおして、不登校児童生徒等へのより一層きめ細かな支援を行うための学校・家庭・関係機関等のネットワークづくりを行っている。	千葉県子どもと親のサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・関係機関支援や不登校児童生徒支援チームでは、所員や不登校児童生徒支援チームを派遣し、学校や関係機関が抱える生徒指導上の諸課題の解決に向けての援助・指導、助言などを行った。 ・教育相談ネットワーク連絡協議会では、研究協議や事例研究等をおとして、教育相談及び不登校児童生徒支援に携わる機関や担当者の資質・力量の向上と連携強化を図った。 ・サポート広場やサポートセミナー、サポルーム等の事業をとおして、子供の社会性の自立に向けた支援をするとともに、保護者に子供とのより良い関わり方を考えたり、中学校卒業後の進路についての情報を提供したりするセミナーを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校-関係機関支援や不登校児童生徒支援チームでは、学校や関係機関のニーズに合わせた講師を派遣することで、教職員の素質・力量の向上に努め、効果を上げている。 ・サポート広場やサポートセミナー、サポルーム等の事業については、参加者から高い評価を得ている。一方、遠方の子どもや保護者から「参加しにくい」との声があるので、今後も地域に向いて事業を実施していく。 ・当センターのセンター的機能を生かし、出張サポルームを実施。サポルーム開催のノウハウを市町教育委員会へ向けての発信を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内各地に出向いて事業を実施し、当センターに来ることが難しい子供や保護者を支援する。特にサポート広場(地域開催)と進路選択セミナー(地域開催)を、教育事務所や市町村教育委員会と連携して運営し、地域主催による地域の特色を生かした事業の実施につながるよう努める。 ・地域開催における事業に関しては、新規地域の開拓や開催方法(ICTを利用したのオンライン開催等)も検討していく。 ・福祉機関(児童相談所、市町村福祉担当課等)とのネットワークの構築や当センター教育相談部・県総合教育センター特別支援教育部との連携により、支援事業部における事業に参加をいただくなど、より一層の支援の充実を図る。